

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和7年度	設置者名	弟子屈町
	施設名称	弟子屈町産業廃棄物処理施設
	設置場所	弟子屈町字美留和160番1、同160番2、同227番、字美留和原野49線西4番4、同4番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「平成9年改正法」という。）による改正前の法第15条の許可又は届出に係る廃棄物処理施設には「維持管理に関する計画」の策定が義務づけられていなかつたことから、これらの施設については、変更の許可を受けるまでの間は、維持管理情報等の公表に係る改正規定のうち「維持管理に関する計画」を公表する部分については適用しません。

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量
- 2 最終処分場維持管理状況
- 3 最終処分場残余容量の測定
- 4 廃棄物の展開検査
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（上流）
 - (2) 地下水観測井（下流）
 - (3) 浸透水観測井

1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量													単位 : kg
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①金属くず	0	350	9,060	850	3,570	1,520	3,480	910					19,740
②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	1,470	150	8,500	1,510	210	580	2,380	79,110					93,910
③工作物の除去に伴って生じたコンクリート	23,430	12,860	22,450	0	0	570	29,690	269,840					358,840
④舗装の破片	0	0	0	0	0	0	0	0					0
⑤廃プラスチック類	730	12,040	5,220	530	1,220	23,460	3,430	4,550					51,180
⑥①～⑥の混合物	27,710	18,450	15,340	6,810	3,070	5,330	14,260	18,380					109,350
合計	53,340	43,850	60,570	9,700	8,070	31,460	53,240	372,790	0	0	0	0	633,020

2 最終処分場維持管理状況													※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第7号）		
維持管理の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日						
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無						
	必要な措置を講じた日														
	措置の内容														

3 最終処分場残余容量の測定													※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第19号）			単位 : m³
維持管理の状況		点検頻度		測定年月日		埋立容量		埋立済容量		残余容量						
残余容量		年1回														

4 廃棄物の展開検査													※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号口		
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
実施回数		33回	46回	73回	25回	22回	38回	61回	98回					396回	
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、混入が認められた日															

5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等																
(1) 地下水観測井(上流)													採水場所 : 弟子屈町字美留和160番3			
①毎月検査													※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ			
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日								
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日								
塩化物イオン[mg/L]	8	5	6	5	8	7	8	8								
電気伝導率[mS/m]	22	9.5	11	19	20	16	20	19								
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無								
必要な措置を講じた日																
講じた措置の内容																

②年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	項目	項目
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン < 0.001 チウラム < 0.0006
結果の得られた日	6月5日	テトラクロロエチレン < 0.001 シマジン < 0.0003
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)	ジクロロメタン < 0.002 チオベンカルブ < 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素 < 0.0002 ベンゼン < 0.001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン < 0.0004 セレン及びその化合物 < 0.001
鉛及びその化合物	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン < 0.01 1, 4-ジオキサン < 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン < 0.004 塩化ビニルモノマー < 0.0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン < 0.001 異常の有無 無
シアノ化合物	ND(<0.1)	1, 1, 2-トリクロロエタン < 0.0006 必要な措置を講じた日
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	1, 3-ジクロロプロパン < 0.0002 講じた措置の内容

(2) 地下水観測井(下流)

採水場所：弟子屈町字美留和160番2

①毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日				
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日				
塩化物イオン[mg/L]	9	5	5	9	7	6	5	6				
電気伝導率[mS/m]	86	46	41	14	57	57	47	50				
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無				
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

②年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目	項目	項目
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン < 0.001 チウラム < 0.0006
結果の得られた日	6月5日	テトラクロロエチレン < 0.001 シマジン < 0.0003
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)	ジクロロメタン < 0.002 チオベンカルブ < 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素 < 0.0002 ベンゼン < 0.001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン < 0.0004 セレン及びその化合物 < 0.001
鉛及びその化合物	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン < 0.01 1, 4-ジオキサン < 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン < 0.004 塩化ビニルモノマー < 0.0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン < 0.001 異常の有無 無
シアノ化合物	ND(<0.1)	1, 1, 2-トリクロロエタン < 0.0006 必要な措置を講じた日
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	1, 3-ジクロロプロパン < 0.0002 講じた措置の内容

(3) 浸透水観測井

採水場所：弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日	10月8日	11月5日				
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日	10月16日	11月28日				
生物化学的酸素要求量	< 0.5	0.7	< 0.5	< 0.5	1.1	0.6	< 0.5	< 0.5				
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無				
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項目	項目	項目
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン < 0.001 チウラム < 0.0006
結果の得られた日	6月5日	テトラクロロエチレン < 0.001 シマジン < 0.0003
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)	ジクロロメタン < 0.002 チオベンカルブ < 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素 < 0.0002 ベンゼン < 0.001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン < 0.0004 セレン及びその化合物 < 0.001
鉛及びその化合物	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン < 0.01 1, 4-ジオキサン < 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン < 0.004 塩化ビニルモノマー < 0.0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン < 0.001 異常の有無 無
シアノ化合物	ND(<0.1)	1, 1, 2-トリクロロエタン < 0.0006 必要な措置を講じた日
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	1, 3-ジクロロプロパン < 0.0002 講じた措置の内容